

No.5	調査課題名：食品添加物の複合影響に関する情報収集調査					
調査目的	食品添加物のリスク評価に必要な基礎的な情報として、食品添加物の複合的な影響に関する情報を得ることを目的に実施する。					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 7. 18	契約締結日	H18. 8. 29	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	株式会社 三菱総合研究所				
	契約金額	11,668,676円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				

別紙

食品添加物の複合影響に関する情報収集調査 仕様書

1 調査の目的

リスクコミュニケーションや食の安全ダイヤル等から寄せられる御意見等の中で、個々の食品添加物の安全性評価がなされていることは理解しても、摂取する食品添加物の種類が多く、これら複数の食品添加物の摂取による体への影響が増幅されることが心配であるというような声がしばしば聞かれ、関心の高い事項の一つとなっている。

これまでにこのような不安や疑問に答えるようなデータが少ない状況にあり、また、添加物の組合せは無数にあり、複合的な影響を考慮しての調査を実施するとなると、系統的かつ客観的な調査の実施も困難である。

本事業は、具体的に想定される食品添加物の組合せについて実態調査を行い、その上で、それら食品添加物の複合的な影響に関する情報の有無について収集・翻訳・整理を行い、国民からの不安や疑問の声に科学的な観点から応えられるように、また、今後の個別品目のリスク評価に必要な基礎的な情報となるようにするものである。

2 調査項目

(1) 日本における食品添加物の使用実態及び摂取量の把握

日本で使用されている食品添加物について、量、組合せ等について実態調査を行う。また、それらの添加物を含む食品の摂取量を把握する。

(2) 国際機関及び各国機関における複合影響に関する資料の収集・翻訳・整理

国際連合食糧農業機関（FAO）/ 世界保健機構（WHO）合同食品添加物専門家会議（JECFA）及び日本、米国、EU（SCF）などの各国機関により公表されている食品添加物の複合影響に関するガイダンス、研究成果等を収集・翻訳・整理する。

(3) 食品添加物の複合影響に関する資料の収集・翻訳・整理

SRA（Society of Risk Analysis）等の学会等において公表されている食品添加物の複合影響に関する事例、文献等を収集・翻訳・整理する。

3 調査方法

(1) 日本における食品添加物の使用実態、摂取量の把握

① 食品添加物の流通量、使用量、組合せ等について実態を把握する。

② ①の添加物を含む食品の摂取量を把握する。

なお、具体的な調査方法については、(3)の有識者から構成される検討会において定めることとする。

(2) 食品添加物の複合影響に関する資料の収集・整理

①調査対象

国際機関、各国機関、学会等において公表されている食品添加物の複合影響に関する情報

②方法

上記①について収集を行い、以下の③により整理する。

③資料整理

事例又は物質ごとに以下の項目について整理した上で、各機関のガイダンス、研究成果等と学会の抄録、文献等を整理し、印刷物及び電子情報（検索可能型）を取りまとめる。

- ・各機関のガイダンス、研究成果等
 - (a) 題名
 - (b) 機関名
 - (c) 評価年
- ・学会の抄録、文献等
 - (a) 題名
 - (b) 著者名
 - (c) 出典（雑誌名）
 - (d) 出版年
 - (e) 言語
 - (f) 文献抄録

(3) 情報の精査、詳細情報の収集・翻訳・整理

有識者から構成される検討会を設置し、開催する。上記（1）及び（2）の調査方法について確認するとともに、収集した情報をもとに、食品添加物の複合影響調査に必要な情報について検討する。必要であれば、関連する詳細な情報等についてさらに収集・翻訳・整理する。整理内容は（1）③の項目に準じる。

(4) 報告書の作成

調査結果を取りまとめ、食品添加物の複合影響に必要な基礎的な資料として整備し、報告書を作成する。

構成、分量等については、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官の了解を得ることとする。

4 その他

- (1) 作業の実施に当たっては事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連絡を密に取ることとし、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) 外国語の資料を入手した場合には、必要なものについて日本語に翻訳する。
- (4) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局に通報すること。
- (5) 本調査の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合は、当該調査について説明を行うものとする。

5 成果物

食品添加物の複合影響に関する調査報告書

（印刷物25部、CD-ROM25部及び収集文献各1部）

6 作業期間 契約日～平成19年3月30日（金）

7 履行期限 平成19年3月30日（金）